[参考]

鳥取県食パラダイス鳥取県推進事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (毎年度1月末かつ事業開始の20日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)



3. 事業開始

〇※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日です。

○※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。



5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

額の確定通知書記載の支払予定月末までに指定口座に振り込みますので、振込指定口座を口座振り込み依頼書に記載して提出してください。

資料提出・問い合わせ先 商工労働部兼農林水産部・食パラダイス推進課

鳥取県鳥取市1-220

0857-26-7853 shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp